



金沢市公報

号外第2号の3

平成22年(2010年)2月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

● 告 示

- 平成11年告示第244号（個人演説会等の施設
の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用
の額について）の一部改正について

(文化政策課) 1

告 示

●金沢市告示第22号

平成11年告示第244号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成22年2月25日

金沢市長 山 出 保

表中「午後10時までをいう」の次に「。以下同じ」を加え、

金沢市文化ホール ホール及び第3楽屋	1,112平方メートル	常設電灯による点灯	1個	8脚	13脚	平常のまま開放する	湯びん1個、湯呑1個、たばこ 盆1式、湯茶器1式、拡声装置 1式、マイクロホン2本、スタ ンド2台	午前（午前9時から正午までを いう。以下同じ。）	42,840円	午後（午後1時から午後5時ま でをいう。以下同じ。）	59,010円	63,520円	午前	46,930円	午後	66,990円	夜間	72,450円	ホール 1時間につき 6,820円	楽屋 基本料の2.5割 (候補者負担)
-----------------------	-------------	-----------	----	----	-----	-----------	--	-----------------------------	---------	-------------------------------	---------	---------	----	---------	----	---------	----	---------	-------------------	------------------------

を

金沢市文化ホール ホール及び第3楽屋	1,112平方メートル	常設電灯による点灯	1個	8脚	13脚	平常のまま開放する	湯びん1個、湯呑1個、たばこ 盆1式、湯茶器1式、拡声装置 1式、マイクロホン2本、スタ ンド2台	午前（午前9時から正午までを いう。以下同じ。）	42,840円	午後（午後1時から午後5時ま でをいう。以下同じ。）	59,010円	63,520円	午前	46,930円	午後	66,990円	夜間	72,450円	ホール 1時間につき 6,820円	楽屋 基本料の2.5割 (候補者負担)
金沢市文化ホール 大集会室	440平方メートル	常設電灯による点灯	1個	20脚	400脚	平常のまま開放する	湯びん1個、湯呑1個、たばこ 盆1式、湯茶器1式、拡声装置 1式、マイクロホン2本、スタ ンド2台	午前（午前9時から正午までを いう。以下同じ。）	42,000円	午後（午後1時から午後5時ま でをいう。以下同じ。）	52,500円	52,500円	午前	42,000円	午後	52,500円	夜間	52,500円	基本料の2.5割（候補者負担）	

に

改める。

平成22年(2010年)2月25日 印刷
平成22年(2010年)2月25日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)